

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

規 則

○行政組織規則の一部を改正する規則

（人事課）

一

○事務委任規則の一部を改正する規則

（同）

一

○肝炎治療に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則

（疾病・感染症対策室）

二

訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

（人事課）

二

告 示

○特定計量器の定期検査の実施

（産業立地推進課）

三

○県営土地改良事業変更計画の縦覧

（農村振興課）

三

○漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の変更

（水産林政総務課）

三

○保安林の指定施業要件の変更の予定

（森林整備課）

四

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

（教育庁施設整備課）

四

監 査 委 員

○外部監査人の監査の事務の補助

六

○包括外部監査結果に対する措置の公表

七

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十四号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則（昭和三十五年宮城県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第三項中「第六項第三十三号及び第三十四号」を「第六項第三十四号及び第三十五号」に改め、同条第六項中第六十四号を第六十五号とし、第十四号から第六十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 受動喫煙防止対策に関すること。

第四十一条第七項中「同項第五十二号から第五十六号まで、第五十八号から第六十一号まで及び第六十四号」を「同項第五十三号から第五十七号まで、第五十九号から第六十二号まで及び第六十五号」に改め、同条第八項中「第十八号まで、第十九号」を「第十九号まで、第二十号」に、「第二十号から第三十号」を「第二十一号から第三十一号」に、「同項第十九号」を「同項第二十号」に、「第三十一号から第六十四号」を「第三十二号から第六十五号」に改める。

附 則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十五号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則（昭和三十五年宮城県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第七号中リをカとし、へからチまでをヌからヲまでとし、ヲの次に次のように加える。

ワ 健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年厚生労働省令第十七号）附則第

二条第六項、第七項及び第八項の規定による届出の受理

第六条第一項第七号ホの次に次のように加える。

ヘ 第二十五条の五第二項の規定による命令

ト 第二十五条の七の規定による指導及び助言

チ 第二十五条の八の規定による勧告及び措置命令

リ 第二十五条の九第一項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問

第十八条第一項第十四号イ中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同号に次のように

加える。

ワ 第八十七条の三第五項の規定による建築物の用途を変更して一時的に他の用の建築物として

使用する場合の制限の緩和の許可
 附則
 この規則は、令和元年七月一日から施行する。ただし、第十八条第一項第十四号の改正規定は、公布の日から施行する。

肝炎治療に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和元年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十六号

肝炎治療に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則

肝炎治療に係る医療費用交付規則（平成二十年宮城県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「肝炎治療受給者証交付申請書（様式第一号）により、」を「知事が別に定める申請書を」に、「対し、受給者の認定の申請を」を「提出」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「肝炎治療受給者証交付申請書」を「申請書」に改め、同条同項第一号中「肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書（様式第二号）」を「知事が別に定める診断書」に改め、同条第四項中「（様式第三号）」を削る。

第三条の二第二項中「肝炎治療受給者証（核酸アナログ製剤治療 更新申請書（様式第四号（その一））」を「知事が別に定める申請書」に、「（更新申請用）（様式第四号（その二））」を「（以下「更新診断書」という。）」に、「様式第四号（その三）」を「以下「更新確認書」という。）」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定による申請をしようとする受給者が、第二条第三項第一号に掲げる診断書又は前項に規定する更新診断書若しくは更新確認書を提出し、認定を受けた場合には、その者に係る当該認定後二回目までの更新の申請にあつては、前項の規定にかかわらず、前回の認定後の直近の治療の内容が記載された書類の提出をもって、当該更新診断書又は更新確認書の提出に代えることができる。

第三条の四第二項中「肝炎治療受給者証（インターフェロン治療 有効期間延長申請書（延長投与用）（様式第五号（その二））、肝炎治療受給者証（インターフェロン治療 有効期間延長申請書（シメプレビルを含む三剤併用療法延長投与用）（様式第五号（その二））又は肝炎治療受給者証（インターフェロン治療 有効期間延長申請書（治療休止期間用）（様式第五号（その三））」を「知事が別に定める申請書」に改める。

第五条中「肝炎治療受給者証返還届（様式第六号）」を「知事が別に定める届出書」に改める。
 第六条第一項中「十四日以内に肝炎治療受給者証変更申請書（様式第七号）」を「速やかに知事が別に定める申請書」に改め、同条第三項中「肝炎治療受給者証月額自己負担限度額変更申請書（様式第八号）」を「知事が別に定める申請書」に改める。

第七条第二項中「肝炎治療受給者証再交付申請書（様式第九号）」を「知事が別に定める申請書」に改め、同条第三項中「肝炎治療受給者証再交付申請書」を「申請書」に改める。

第九条第二項中「肝炎治療療費請求書（様式第十号）」を「知事が別に定める請求書」に改め、同条第三項中「肝炎治療療費請求書」を「請求書」に、「肝炎治療療費証明書（様式第十一号）」を「知事が別に定める証明書」に改める。
 様式第一号から様式第十一号までを削る。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の肝炎治療に係る医療費用交付規則による様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の肝炎治療に係る医療費用交付規則の規定によるものとみなす。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第十八号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一保健福祉部長の健康推進課に係る専決事項の項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第二十五条の八第二項の規定による勧告に従わない旨の公表

別表第一健康推進課長の専決事項の項第二号中「（平成十四年法律第百三十三号）」を削り、同表建築宅地課長の専決事項の項第一号中シをヒとし、ミをエとし、メをシとし、ユの次に次のように加える。

メ 既存建築物について用途変更に伴う工事を二以上に分けて行う場合の制限の緩和に関する全

体計画の認定（第八十七条の二）

ミ 建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和の許可（第八十七条の三）

別表第七保健所の地域保健福祉部長の項第一号中チをワとし、トをルとし、ヘをヌとし、ルの次に次のように加える。

ヲ 喫煙可能室設置施設の届出の受理（健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年厚生労働省令第十七号）附則第二条）

別表第七保健所の地域保健福祉部長の項第一号ホの次に次のように加える。

ヘ 特定施設の喫煙禁止場所における喫煙の中止又は退出の命令（第二十五条の五）

ト 特定施設の管理権原者等に対する指導及び助言（第二十五条の七）

チ 特定施設の管理権原者等に対する勧告及び措置命令（第二十五条の八）

リ 特定施設の管理権原者等に対する報告の徴収、立入検査及び質問（第二十五条の九）

附則

この訓令は、令和元年七月一日から施行する。ただし、別表第一建築宅地課長の専決事項の項第一号の改正規定は、令和元年六月二十五日から施行する。

告 示

○宮城県告示第五百八十八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和元年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
令和元年 八月六日	柴田町 全 域	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	船岡体育館
八月七日	柴田町 槻 木	午前十時三十分から 正午まで	槻木生涯学習センター
八月二十六日	七ヶ浜町 全 域	午前二時三十分から 午後二時まで	七ヶ浜町役場
同日 八月二十七日	大河原町 全 域	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	大河原町役場北側車庫

同日 八月二十八日	大河原町 全 域	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	大河原町役場北側車庫
--------------	----------	------------------------	------------

○宮城県告示第五百八十九号

県営高館地区土地改良事業（農業用排水施設整備事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和元年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和元年六月二十五日から令和元年七月二十四日まで

三 縦覧場所

名取市役所

○宮城県告示第五百九十号

平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部を次のように改正し、令和元年六月二十五日から施行する。

令和元年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

法第四百四条第二号に掲げる漁業の表七ヶ浜町区域（宮城県漁業協同組合の七ヶ浜支所の地区のうち吉田浜の区域）の項中

3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1及び2に掲げる漁業並びに敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業以外の漁業	を
4. 小型定置漁業	

3. 総トン数20トン未満の漁船により刺網を使用して行う漁業。籠を使用して行う漁業及び敷網を使用して行う漁業を併せ含む漁業

4. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1から3までに掲げる漁業及び敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業以外の漁業

に改める。

5. 小型定置漁業

○宮城県告示第五百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和元年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

（1）次の森林については、主伐は、択伐による。

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

（2）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（3）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（4）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

（1）主伐は、択伐による。

（2）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 柴田農林高等学校仮設校舎賃貸借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び設計図書による。

3 履行期間 令和二年二月十日から令和五年三月三十一日まで

4 履行場所 宮城県柴田農林高等学校

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格に登録されている者又は入札書提出時まで物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続

開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該物件一式に対し迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

9 当該物件設置の現場施工に着手する日までに、建設業法（昭和二十四年法律第百号）の定める

ところにより、当該入札参加業者と直接雇用関係のある主任技術者又は監理技術者（以下「配置技術者」という。）をこの設置現場に配置できること。

なお、配置技術者は入札参加資格審査の手続きを行った日より三ヶ月以上前から入札参加業者と直接的な雇用関係にある者であること。

10 入札参加資格申請場所及び提出期限 物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二一三三五）へ令和元年七月二日（火）午後五時まで申請すること。

また、入札を希望するすべての者は、入札説明書の定めるところにより配置技術者届出書を提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書の定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁施設整備課県立施設第一班（担当 中野 敏昭）電話〇二二二二二一三三五

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和元年七月十日（水）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和元年七月十一日（木）から令和元年七月十六日（火）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明

書に定めるところにより令和元年七月十六日(火)までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和元年七月十九日(金) 午前九時から令和元年七月二十四日(水) 午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和元年七月二十四日(水) 午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出であるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和元年七月二十五日(木) 午前十時 宮城県庁庁舎十五階 施設整備課内

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札

者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 入札執行の方法 一般競争入札

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Service Required : Lease of a temporary school building for Miyagi

Prefecture Shibata Nourin High School (1 set)

2 Planned Period of Contract : From February 10, 2020 to March 31, 2023 (38 months)

3 Place of Delivery : Miyagi Prefecture Shibata Nourin High School (7-2 Kamikawara, Ogawara, Shibata, Miyagi)

4 Deadline for Bid : July 24, 2019 (Wed), 5 : 00 p.m.

5 Contact Information : Toshiaki Nakano, Prefectural School Administrative Section 1, Facilities Management Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan Tel: 022-211-3353 (Japanese only)

監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年6月25日

宮城県監査委員	中 島 源 陽
宮城県監査委員	す じ ょう 哲
宮城県監査委員	石 森 建 二
宮城県監査委員	成 田 由 加 里

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
伊 藤 洸 矢	宮城県仙台市宮城野区銀杏町24番21号 サンライズ銀杏303
西 野 健 太	宮城県仙台市青葉区堤町3丁目3番50号 エスパノール北仙台A棟203
池 田 美帆子	宮城県仙台市太白区長町6丁目13番8-505号
竹 田 浩 章	東京都墨田区業平三丁目13番7-704号 サンフル押上1

<p>2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間 令和元年7月16日から令和2年3月31日まで ○宮城県監査委員告示第14号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定による平成29年度の包括外部監査の結果について、同法第252条の38第6項の規定により、宮城県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。 令和元年6月25日</p> <p>第1 監査結果の報告 平成29年度の包括外部監査の結果（補助金等の事務の執行について）については、平成30年3月30日に包括外部監査人から報告があり、同年4月17日付けで公表した。</p> <p>第2 措置を講じた旨の通知のあった日 令和元年6月7日</p> <p>第3 措置の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>項目</th> <th>監査の結果及び意見 (Pは平成29年度包括外部監査結果報告書のページ)</th> <th>措置の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>Ⅲ. 監査の結果および意見(総論) 11. 運営費補助から事業費補助への転換の推進【結果】</td> <td>運営費を補助対象経費とした場合、団体の人件費や事務費などの一般管理的な経費の全てが補助対象となり、事業費補助と比較して補助金の効果や必要性の検証が曖昧になってしまふと考えられる。このようなことから、県では平成28年度当初予算要求要領において、「各種団体への運営費補助は可能な限り廃止するものとし、やむを得ない場合でも明確な事業計画に基づく事業費補助への転換を図ること。」としており、この取扱</td> <td>「平成31年度当初予算の編成方針及び要求要領について」(H30.10.31付け財第179号総務部長通知)においても、「各種団体への運営費補助は可能な限り廃止するものとし、やむを得ない場合でも明確な事業計画に基づく事業費補助への転換を図ること」とし、事業費補助への転換の必要性について庁内周知を図った。</td> </tr> </tbody> </table>	番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成29年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容	1	Ⅲ. 監査の結果および意見(総論) 11. 運営費補助から事業費補助への転換の推進【結果】	運営費を補助対象経費とした場合、団体の人件費や事務費などの一般管理的な経費の全てが補助対象となり、事業費補助と比較して補助金の効果や必要性の検証が曖昧になってしまふと考えられる。このようなことから、県では平成28年度当初予算要求要領において、「各種団体への運営費補助は可能な限り廃止するものとし、やむを得ない場合でも明確な事業計画に基づく事業費補助への転換を図ること。」としており、この取扱	「平成31年度当初予算の編成方針及び要求要領について」(H30.10.31付け財第179号総務部長通知)においても、「各種団体への運営費補助は可能な限り廃止するものとし、やむを得ない場合でも明確な事業計画に基づく事業費補助への転換を図ること」とし、事業費補助への転換の必要性について庁内周知を図った。	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="130 1137 1476 1182"> <p>2</p> <p>Ⅲ. 監査の結果および意見(総論) 12. 終期設定および必要性の見直しの徹底【結果】</p> </td> <td data-bbox="130 1182 1476 1406"> <p>いは平成14年度に定められている。県は予算要求要領に従い、可能な限り事業費補助への転換を図る必要がある。 (P20)</p> </td> <td data-bbox="130 1406 1476 2112"> <p>補助事業の目標達成への努力を促進するため、また、補助事業の効果測定や必要性の見直しの区切りとするため、補助金の終期を設定することは重要と考えられる。このようなことから、県では平成28年度当初予算要求要領において、「新規事業については、必ず終期年度を設定すること(原則3年、最長5年まで)」。また、その他の事業についても、平成29年度包括外部監査の意見も十分に踏まえ、目標達成年次等を勘案してあらためて終期年度を設定し、従来設定していたものについても再検証すること。」としており、この取扱いは平成11年度に定められている。県は予算要求要領に従い、終期の設定および終期が到来したものである必要がある。 (P21)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="130 1182 1476 1227"> <p>3</p> <p>Ⅳ. 監査の結果および意見(各論) 1. 私立学校運営費補助 1. 交付要綱での事業計画書の様式の規定化【結果】</p> </td> <td data-bbox="130 1227 1476 1406"> <p>交付要綱によると実績報告時に支出計算書の提出を各私立学校に求めているが、交付要綱にその様式が定められておらず、どの様式で提出しなければならぬの不明な状況にあるが、実際は県の指定期の様式により書類の提出が行われている。 提出すべき書類を明確化するため、交付要綱において様式を定める必要がある。 (P27)</p> </td> <td data-bbox="130 1406 1476 2112"> <p>各種様式について再確認した結果、支出計算書については補助金交付要綱様式第3号において別紙3として様式を定めていることが判明したため、今後は確実に本様式を運用していく。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	<p>2</p> <p>Ⅲ. 監査の結果および意見(総論) 12. 終期設定および必要性の見直しの徹底【結果】</p>	<p>いは平成14年度に定められている。県は予算要求要領に従い、可能な限り事業費補助への転換を図る必要がある。 (P20)</p>	<p>補助事業の目標達成への努力を促進するため、また、補助事業の効果測定や必要性の見直しの区切りとするため、補助金の終期を設定することは重要と考えられる。このようなことから、県では平成28年度当初予算要求要領において、「新規事業については、必ず終期年度を設定すること(原則3年、最長5年まで)」。また、その他の事業についても、平成29年度包括外部監査の意見も十分に踏まえ、目標達成年次等を勘案してあらためて終期年度を設定し、従来設定していたものについても再検証すること。」としており、この取扱いは平成11年度に定められている。県は予算要求要領に従い、終期の設定および終期が到来したものである必要がある。 (P21)</p>	<p>3</p> <p>Ⅳ. 監査の結果および意見(各論) 1. 私立学校運営費補助 1. 交付要綱での事業計画書の様式の規定化【結果】</p>	<p>交付要綱によると実績報告時に支出計算書の提出を各私立学校に求めているが、交付要綱にその様式が定められておらず、どの様式で提出しなければならぬの不明な状況にあるが、実際は県の指定期の様式により書類の提出が行われている。 提出すべき書類を明確化するため、交付要綱において様式を定める必要がある。 (P27)</p>	<p>各種様式について再確認した結果、支出計算書については補助金交付要綱様式第3号において別紙3として様式を定めていることが判明したため、今後は確実に本様式を運用していく。</p>
番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成29年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容												
1	Ⅲ. 監査の結果および意見(総論) 11. 運営費補助から事業費補助への転換の推進【結果】	運営費を補助対象経費とした場合、団体の人件費や事務費などの一般管理的な経費の全てが補助対象となり、事業費補助と比較して補助金の効果や必要性の検証が曖昧になってしまふと考えられる。このようなことから、県では平成28年度当初予算要求要領において、「各種団体への運営費補助は可能な限り廃止するものとし、やむを得ない場合でも明確な事業計画に基づく事業費補助への転換を図ること。」としており、この取扱	「平成31年度当初予算の編成方針及び要求要領について」(H30.10.31付け財第179号総務部長通知)においても、「各種団体への運営費補助は可能な限り廃止するものとし、やむを得ない場合でも明確な事業計画に基づく事業費補助への転換を図ること」とし、事業費補助への転換の必要性について庁内周知を図った。												
<p>2</p> <p>Ⅲ. 監査の結果および意見(総論) 12. 終期設定および必要性の見直しの徹底【結果】</p>	<p>いは平成14年度に定められている。県は予算要求要領に従い、可能な限り事業費補助への転換を図る必要がある。 (P20)</p>	<p>補助事業の目標達成への努力を促進するため、また、補助事業の効果測定や必要性の見直しの区切りとするため、補助金の終期を設定することは重要と考えられる。このようなことから、県では平成28年度当初予算要求要領において、「新規事業については、必ず終期年度を設定すること(原則3年、最長5年まで)」。また、その他の事業についても、平成29年度包括外部監査の意見も十分に踏まえ、目標達成年次等を勘案してあらためて終期年度を設定し、従来設定していたものについても再検証すること。」としており、この取扱いは平成11年度に定められている。県は予算要求要領に従い、終期の設定および終期が到来したものである必要がある。 (P21)</p>													
<p>3</p> <p>Ⅳ. 監査の結果および意見(各論) 1. 私立学校運営費補助 1. 交付要綱での事業計画書の様式の規定化【結果】</p>	<p>交付要綱によると実績報告時に支出計算書の提出を各私立学校に求めているが、交付要綱にその様式が定められておらず、どの様式で提出しなければならぬの不明な状況にあるが、実際は県の指定期の様式により書類の提出が行われている。 提出すべき書類を明確化するため、交付要綱において様式を定める必要がある。 (P27)</p>	<p>各種様式について再確認した結果、支出計算書については補助金交付要綱様式第3号において別紙3として様式を定めていることが判明したため、今後は確実に本様式を運用していく。</p>													

<p>4</p> <p>IV. 監査の結果および意見(各論) 2. 私立学校教育改革推進特別経費補助 1. 提出書類の不備</p> <p>① 教育相談体制の整備 【結果】</p>	<p>スクールカウンセラーの年間勤務予定表は提出されているものの、カウンセリングの受診回数等の実績データが提出されていない。担当する2名のうち、1名の臨床心理士登録証明書の有効期限が平成26年3月31日までと古いのであった。</p> <p>前者については取扱要領に定める提出書類が提出されておらず、後者については提出書類に不備が認められるため、取扱要領に違反するものである。県は必要な書類の提出を求める必要がある。(P29)</p>	<p>各学校法人から提出された計画書によりスクールカウンセラー配置に係る経費を確認して補助対象としていているのが現状である。計画書審査の際に取扱要領に基づく書類が未提出の学校法人に対し指示した。</p>
<p>5</p> <p>IV. 監査の結果および意見(各論) 2. 私立学校教育改革推進特別経費補助 1. 提出書類の不備 ② 学校安全の推進 【結果】</p>	<p>実施計画には幼年消防クラブの活動を通して防災について学習すると記載されているが、学習の実施状況を証する資料が添付されていない。事業計画には外部講師による講演会や防災に関するDVDの鑑賞と記載されているが、DVDのパッケージやAEDの説明書の写しが添付されているのみで、学習の実施状況を証する資料が添付されていない。事業計画には外部講師を招いてのAEDの取扱や救急救命に関する学習と記載されているが、AEDの説明書の写しが添付されているのみで、学習の実施状況を証する資料が添付されていない。実施計画には消防士を招いての学習や火災に関するビデオ鑑賞、絵本・紙芝居の読み</p>	<p>平成30年度から各学校法人から提出された書類を取扱要領に基づき確認し、その要領で定める関係書類を提出するよう学校法人に対し指示した。</p>
<p>6</p> <p>IV. 監査の結果および意見(各論) 2. 私立学校教育改革推進特別経費補助 2. 提出書類および補助単師の見直し 【意見】</p>	<p>聞かせと記載されているが、学習の実施状況を証する資料が添付されていない。実施計画には園内放送や絵本等による防災についての学習と記載されているが、学習の実施状況を証する資料が添付されていない。事業計画には外部講師を招いてのAEDの取扱・救急救命に関する学習や防災絵本の読み聞かせ・防災に関するDVDの鑑賞と記載されているが、学習の実施状況を証する資料が添付されていない。</p> <p>いずれも取扱要領に定める提出書類が提出されておらず、取扱要領に違反するものである。県は必要な書類の提出を求める必要がある。(P29)</p>	<p>平成30年度から各学校法人に対し、事業に要した経費の名目と内訳書を提出させ確認し、更に要した経費分のみ交付した。</p>
<p>7</p> <p>IV. 監査の結果および意見(各論) 4. 私立学校教職員共済補助 1. 補助金の確定</p>	<p>学校安全の推進事業を実施した学校に対し、当該事業に要した経費の金額の多寡に関わらず、一律、1校当たり150千円を交付している現状は、要した経費以上に補助金を交付することにもつながりかねず、適当ではないと考えられる。</p> <p>事業に要した経費の金額を示す資料の提出を求めるとともに、補助単師も一律とせず、要した経費の金額に応じた補助金の金額とするなどとして、補助金の過大な交付を抑制する対応が求められる。(P31)</p>	<p>平成30年度の実績報告時から、実績報告書のみならず、収支決算書を含めて審査を行い、補助金確定通知の発出と補助金の交付を行った。</p>
<p>7</p> <p>IV. 監査の結果および意見(各論) 4. 私立学校教職員共済補助 1. 補助金の確定</p>	<p>補助金額を確定した補助金交付後に収支決算書が提出されており、補助金等交付規則第12条および第13条に違反している。</p> <p>交付規則どおり、県では実績報</p>	<p>平成30年度の実績報告時から、実績報告書のみならず、収支決算書を含めて審査を行い、補助金確定通知の発出と補助金の交付を行った。</p>

<p>および交付時期の適正化 【結果】</p>	<p>告書のみならず、事業団の状況を把握する重要な資料である収支決算書を含めて審査を行い、補助金確定通知の発出と補助金の交付をすべきである。 (P34)</p>	<p>平成30年度中に交付要綱を改正し、事業成績書に記載すべき事項を定め、事業団に対して提出を求めた。</p>
<p>8 IV. 監査の結果および意見(各論) 4. 私立学校教職員共済補助 2. 事業成績書の記載事項の明確化と提出の徹底【結果】</p>	<p>交付要綱では補助対象事業の実績報告時に実績報告書の添付書類として事業成績書を県に提出することとなっているが、実際には提出されていない。 県は交付要綱において事業成績書の様式または記載すべき事項を定め、事業団に対して提出を求める必要がある。 (P34)</p>	<p>平成30年度中に交付要綱を改正し、事業成績書に記載すべき事項を定め、事業団に対して提出を求めた。</p>
<p>9 IV. 監査の結果および意見(各論) 5. 私学退職金社団退職手当資金給付事業補助 1. 貸借対照表の提出の徹底【結果】</p>	<p>交付要綱において実績報告時には貸借対照表の提出が求められているが、提出されていない。 県は提出された書類と最新の交付要綱とを照合し、提出された書類の深度ある審査を実施すべきである。 (P35)</p>	<p>社団に対して貸借対照表の提出を求めるとともに、平成30年度分から、提出された書類と最新の交付要綱とを照合し、提出された書類の深度ある審査を実施している。</p>
<p>10 IV. 監査の結果および意見(各論) 5. 私学退職金社団退職手当資金給付事業補助 2. 事業成績書の記載事項の明確化と提出の徹底【結果】</p>	<p>交付要綱では補助対象事業の実績報告時に実績報告書の添付書類として事業成績書を県に提出することとなっているが、実際には提出されていない。 県は交付要綱において事業成績書の様式または記載すべき事項を定め、退職金社団に対して提出を求める必要がある。 (P35)</p>	<p>平成30年度中に交付要綱を改正し、事業成績書に記載すべき事項を定め、退職金社団に対して提出を求めた。</p>
<p>11 IV. 監査の結果および意見(各論) 10. 市町村振興総</p>	<p>市町村振興総合補助金の事務の取扱いを定める市町村振興総合補助金実施要領別表2には当補助金</p>	<p>平成30年度青少年行政担当職員・青少年専門員合同会議において、各地方振興(地域)事務所担</p>
<p>合補助金 1. 少年補導センター運営事業 ① 実績報告時における提出書類の確認漏れ 【結果】</p>	<p>の補助対象基準として「街頭補導、少年相談等を行う少年補導委員(又は相当の非常勤の専任職員)並びに少年補導センターの事務を処理する長及び職員等がいること」とある。A市から提出された実績報告に添付される事業実績書を閲覧したところ、少年補導委員の人数は33名であり、専任の所長が存在するという記載はあったものの、その他職員数がゼロという記載であった。事務を処理する職員等が必要とする補助対象基準に違反するものである。 実際は職員が2名存在し、実績報告書の記載が誤っていたとのことであるが、同市に確認を行い、正しい人数を記載した実績書を提出しよう指導すべきである。 (P42)</p>	<p>当者に対し、少年補導センター運営事業に係る補助対象事業の内容、補助対象基準について説明し、適正な事務処理を行うよう指導した。(H30. 4. 25) また、平成30年度市町村青少年行政主管課長会議において、市町村青少年行政主管課長及び各地方振興(地域)事務所青少年行政担当者に対し、少年補導センター運営事業に係る補助対象事業の内容、補助対象基準について説明し、適正な事務処理を行うよう指導した。(H30. 5. 30)</p>
<p>12 IV. 監査の結果および意見(各論) 10. 市町村振興総合補助金 2. 園芸特産重点強化整備事業 ① 採択時の審査の厳格化 【意見】</p>	<p>年度ごとに設定した目標出荷量に対し出荷量実績が目標を達成できなかったのはD組合の平成23年度のみである。平成23年度以降には平成24年度、平成25年度および平成27年度にも補助金が交付され、それでは発現しているはずであるにもかかわらず現状からは、事業実施主体が提出した計画の実現可能性の検証が不十分のまま毎年のように補助金を交付している実態が伺える。採択の要件として数値基準を設定している以上、その目標を達成できる事業のみを補助対象事業として採択すべきであり、そのためには、事業実施主体が提出した計画を鵜呑みにせず、審査の厳格化を図ることが必要と考える。</p>	<p>作付面積・生産量・出荷額いずれかの拡大を図る見込みの産地の事業計画を採択する要件となっているが、近年の人口減少・高齢化等による農家の減少と今後の産地の継続性が危惧される下降局面の産地においても、「園芸産地の維持」を重視して自ら取組目標を設定し、産地維持に積極的に取り組む実施主体を含めて機動的に支援するため、拡大目標に限定されない採択要件へと見直しを行った。ただし、採択要件として、①対象品目が県の産地改革品目や圏域の地域戦略品目であること、②実施内容が事業目的及び産地戦略プランに合致していること、③取組目標と生産出荷計画に整合性があり、妥当な内容であること、また、事業計画上、必要不可欠な機械・</p>

	(P43)	<p>施設を補助対象としていることから、①産地自ら策定した事業計画が園芸産地の維持発展に資するものであること、②と見直しを行い、4要件全てを満たすこととしている。</p> <p>また、実施計画の審査については、必要に応じてヒアリングを実施し、内容を確認することとしている。</p>	
<p>13</p> <p>IV. 監査の結果および意見(各論)</p> <p>10. 市町村振興総合補助金</p> <p>2. 園芸特産重点強化整備事業</p> <p>② 採択要件の見直し</p> <p>【意見】</p>	<p>事業の効果は翌年度にも発現するものであるが、天候に左右されやすい状況に鑑み、効果の測定を行うにはある程度の期間を必要とするという意味において3～5年という期間を設定していることであるが、現在の要件からはそれを読み取ることはできない。効果の測定を行うのは目標とした単年度ではなく、例えば、補助した年度以降の「3～5年の平均」とするなど、天候の影響も織り込めるような要件を設定することが望まれる。</p> <p>(P44)</p>	<p>作付面積・生産量・出荷額といったものの拡大を図る見込みの産地の事業計画を採択する要件となっているが、近年の人口減少・高齢化等による農家の減少で今後の産地の継続性が危惧される下降局面の産地においても、「園芸産地の維持」を重視して自ら取組目標を設定し、産地維持に積極的に取り組む実施主体を含めて機動的に支援するため、拡大目標に限定されない採択要件へと見直しを行った。</p> <p>また、本事業は事業実施後における事業効果と園芸振興の状況把握するため、実施年度の翌年度から目標年度までの3年間(果樹の取組は、5年間)、毎年度、実施状況報告書を作成し、提出させてその内容を点検していることから、新旧の採択要件に関わらず、必要に応じて対応・指導等ができる体制を整備しているものである。</p>	
<p>14</p> <p>IV. 監査の結果および意見(各論)</p> <p>10. 市町村振興総合補助金</p> <p>2. 園芸特産重点強化整備事業</p> <p>③ 追加補助金の</p>	<p>効果の測定が行われる目標年度は3～5年後と設定されているが、現状では、当初に交付した補助金の効果が交付される前段階で追加での補助金が交付されている。効果の測定を行う前に追加で補助金を交付することは補助金</p>	<p>作付面積・生産量・出荷額といったものの拡大を図る見込みの産地の事業計画を採択する要件となっているが、近年の人口減少・高齢化等による農家の減少で今後の産地の継続性が危惧される下降局面の産地においても、「園芸産地の維</p>	
<p>15</p> <p>IV. 監査の結果および意見(各論)</p> <p>10. 市町村振興総合補助金</p> <p>3. 宮城の松林健全化事業</p> <p>① 事業実績書の様式の見直し</p> <p>【意見】</p>	<p>交付要件を有名無実化するものである。効果の測定が終了するまでは次の補助金を交付すべきではないと考える。</p> <p>(P44)</p>	<p>「持」を重視して自ら取組目標を設定し、産地維持に積極的に取り組む実施主体を含めて機動的に支援するため、拡大目標に限定されない採択要件へと見直しを行った。</p> <p>園芸産地の維持発展に必要な取組を事業対象とすることに採択要件を見直しており、目標年度の前の事業導入も可とする。実施年度の3年後(果樹は5年後)までの効果測定は、実施状況報告書等により確認する。</p>	<p>平成30年4月1日付けの市町村振興総合補助金実施要領改正で対応した。</p>
<p>16</p> <p>IV. 監査の結果および意見(各論)</p> <p>10. 市町村振興総合補助金</p> <p>4. みやぎの豊かな森林づくり支</p>	<p>市町村振興総合補助金交付要領別表1によると、伐倒駆除事業の補助額は「査定事業量に森林整備課が別に定める森林病害虫等防除事業の標準単価を乗じた額と実行経費を比較し、いずれか低い額と2分の1を乗じて得た額以内」と定められている。したがって、事業量に標準単価を乗じた標準事業費と実行経費との比較が求められるべきところ、実績報告に添付される事業実績書の様式である市町村振興総合補助金実施要領別記様式第3号ではその比較を行う記載欄が設けられてはいない。</p> <p>事業量に標準単価を乗じた標準事業費と実行経費との比較が容易に行えるように両方の単価を記載する様式に改定する必要があると考える。</p> <p>(P45)</p>	<p>平成30年4月1日付けの市町村振興総合補助金実施要領改正で対応した。</p>	

	<p>17</p> <p>Ⅳ. 監査の結果および意見(各論)</p> <p>12. 省エネルギー・コスト削減実践支援事業</p> <p>1. 事業実施状況報告書の提出の徹底</p> <p>【結果】</p>	<p>内」と定められている。</p> <p>E市に対し交付した補助金につき、同市から提出された実績報告に添付される事業実績書を閲覧したところ、補助金の精算額として11,874千円、対象の数量として65ha、補助金の算定基礎・説明として「標準事業費×査定係数[7×0.3]との記載があった。単純に逆算すると単価は358,190円となり、事業実績書のみでは適切な単価を使用しているか否か読み取ることができない。同市は3つの事業主体に補助金を交付しているが、事業実績書には3つの事業主体の合算の数字が入力されている。標準事業費は当補助金の補助基準額の重要な要素であることから、事業実績書およびその附属資料に使用した標準事業費を明記できるように様式の見直しを検討することが望まれる。</p> <p>(P45)</p>	
	<p>18</p> <p>Ⅳ. 監査の結果および意見(各論)</p> <p>12. 省エネルギー・コスト削減実践支援事業</p> <p>2. 事業実施状況報告書の記載内容の検証</p> <p>【結果】</p>	<p>底する必要がある。</p> <p>(P48)</p> <p>事業実施状況報告書の中には、補助対象となった省エネルギー設備を使用して生産する製品の生産数量等が大幅に減少し、二酸化炭素の排出原単位が上昇し、二酸化炭素の排出増加量は省エネルギー設備導入前より増加する結果となっているものがあつた。</p> <p>提出された報告書は記載内容を検証し、実績が補助金申請時の目標に著しく達していないものが発見された場合には、速やかに対応策を検討すべきである。</p> <p>(P49)</p>	<p>報告書内容を精査し、目標値未達成の場合には、その理由について聞き取りを実施した。H31.3時点において、事業者の責めに帰するような、目標値未達成の事例は確認されていないが、次年度以降等、著しい目標値未達成の事例が確認された場合には、立入調査で確認を行う等により、目標値達成に向けたフォローを実施予定である。</p>
	<p>19</p> <p>Ⅳ. 監査の結果および意見(各論)</p> <p>12. 省エネルギー・コスト削減実践支援事業</p> <p>3. 補助対象枠の見直し</p> <p>【意見】</p>	<p>補助対象は、エネルギーマネジメントシステム枠(以下、「EMIS枠」という。)、診断枠、県産認定品枠、一般枠に分けられている。</p> <p>対象年度の補助件数の大半は一般枠として交付されたものであり、一般枠補助件数の内訳は、LED購入やエアコンの買い替えとなっている。</p> <p>他方で、県が省エネルギー対策として期待しているEMIS枠や診断枠は一般枠に対して件数は少なく、EMIS枠に至っては平成28年度の利用者がゼロという状況である。</p> <p>補助金の交付目的を十分に達成するためにも、導入が当たり前のものとなったLEDの購入補助は廃止し、EMIS枠や診断枠等への補助をより厚くするなどの対応が望まれる。</p> <p>(P49)</p>	<p>LEDについては、基本的には補助対象設備から除外し、一部県産のものみに限定することで、申請の関口を絞り込むこととした(H30.3交付要綱改正)。</p> <p>EMIS枠については最優先で採択する取り扱いとしており、H30年度において3件、採択実績があつた。また、診断枠について、採択の優先度を引き上げ、EMIS枠の次に優先採択する取り扱いとすることとしている。(H31.3交付要綱改正済)。EMIS枠、診断枠共に、引き続き周知徹底を図ることとした。</p>

<p>20</p> <p>IV. 監査の結果および意見(各論)</p> <p>13. 環境創造基金市町村支援事業交付金</p> <p>1. 実績報告書の提出期限の順守【結果】</p>	<p>当交付金の実績報告書は補助金等交付規則により業務完了後の1か月以内に提出することとなっているが、期限を守っていない市町村が存在する。</p> <p>提出が遅れるときは、県は市町村に対して交付規則第12条第2項のただし書きの期限延長申請をさせるべきである。(P51)</p>	<p>平成30年6月4日に開催した「みやぎ環境交付金事業市町村打合せ会」において、市町村担当者及び保健所担当者に対し、当該事業の実績報告書については、今年度以降、交付規則第12条第2項のただし書きの期限延長申請に基づき、提出期限が認められる場合には、提出期限の延長申請を必須(市町村長各で知事宛、延長理由附記)とすることとした。</p>
<p>21</p> <p>IV. 監査の結果および意見(各論)</p> <p>16. 大崎市民病院救急救命センター運営費補助金</p> <p>1. 補助金の効果の測定【意見】</p>	<p>補助金交付事務に係る確認用チェックリストを閲覧したところ、補助効果指標は「なし」効果が図られた」という記載であった。何らかの指標を設定する、または、直接的な補助の効果を示す指標がない場合であっても、間接的・部分的な補助の効果を示す指標を設定し、そのうえで効果の測定を行うことが望まれる。(P59)</p>	<p>平成29年度補助事業の履行確認書において、補助効果指標の設定及び補助効果の評価を行っており、今後も継続していく。</p>
<p>22</p> <p>IV. 監査の結果および意見(各論)</p> <p>17. ボクサーヘリ導入促進事業補助金</p> <p>1. 補助金の効果の測定【意見】</p>	<p>補助金交付事務に係る確認用チェックリストを閲覧したところ、補助効果指標は「なし」効果は「ボクサーヘリに搭乗した医療スタッフか速やかに治療を開始すること、傷病者の救急率向上や後遺症の軽減が図られた」という記載であった。ボクサーヘリの出動回数など、何らかの指標を設定する、または、直接的な補助の効果を示す指標がない場合であっても、間接的・部分的な補助の効果を示す指標を設定し、そのうえで効果の測定を行うことが望まれる。</p>	<p>平成29年度補助事業の履行確認書において、補助効果指標の設定及び補助効果の評価を行っており、今後も継続していく。</p>
<p>23</p> <p>IV. 監査の結果および意見(各論)</p> <p>18. 地域の中核的な病院整備推進事業</p> <p>1. 実績報告書の提出期限の順守【結果】</p>	<p>(P61)</p> <p>実績報告書の提出期限は、県の補助金等交付規則では4月20日となっているが、当補助金の交付要綱では4月10日となっており、交付規則よりも提出期限を10日早めている。</p> <p>補助対象事業者が順守できない提出期限を交付要綱で定めるのは不適切であり、交付要綱の提出期限を見直す必要がある。(P62)</p>	<p>平成30年3月8日付けで実績報告書の提出期限を「4月20日まで」に改正済みである。</p>
<p>24</p> <p>IV. 監査の結果および意見(各論)</p> <p>20. 自治医科大学運営費負担金</p> <p>1. 県負担額の根拠文書の保存【意見】</p>	<p>現在の各都道府県の年間負担額は現在127百万円を基本額としており、平成6年の全国知事会において、それ以前の年間102百万円から127百万円への引き上げが決定されたとのことであるが、それを示す議事録等の文書が一切残されていない。全国知事会に係る文書の保存年限は本庁主務課で10年と定められており、当時の文書が保存されていないことをもって直ちに違反とはいえないが、少なくとも県の現在の負担額の根拠となる文書については保存年限を超えたからといって一律に処分するのではなく、保存する必要があると考える。(P65)</p>	<p>今後、負担額の変更等が生じる場合は、全国知事会等の議事録など、負担額の根拠となる文書を保存年限に限らず、保存することとした。</p>
<p>25</p> <p>IV. 監査の結果および意見(各論)</p> <p>20. 自治医科大学運営費負担金</p> <p>2. 自治医科大学の状況の把握【意見】</p>	<p>自治医科大学の平成28年度の貸借対照表において△60,446百万円の繰越収支差額が生じている。このような多額のマイナス繰越収支差額となっている要因を県に質問したところ、県はその要因を把握しておらず、県から自治医科大学に照会したところ、老朽化に伴う</p>	<p>当事業では医師の養成及び自治体病院への医師の配置に力点を置いていたことから、大学の経営内容に関する確認が不十分だったが、今回の意見を受け、現在は、県としても財務諸表等により財務状況を確認している。</p> <p>なお、大学側からも、会議や資</p>

	<p>設備更新による減価償却費の負担増加等の影響によるものとのことであった。運営費を負担する県としてはこのような大学の状況につき、通常の業務において把握しておくことが必要と考える。(P65)</p>	<p>料提供の機会を通じて、通常の財務諸表に加え、経営改善への取組を記載した資料をもとに、都道府県に説明している。</p>
<p>26 IV. 監査の結果および意見(各論) 21. 宮城県子ども子育て支援交付金 1. 補助金の概算払に関する必要性の検討 【意見】</p>	<p>当補助金の交付要綱によると、支給額は実績払いが原則であり、概算払は例外として「できる」規定となっている。しかしながら県の支給運営上は、個別に必要性を求めることなくすべて概算払の対応を行っており、実際は概算払ありきでの運用となっている。また、概算払が必要な理由も起案上明記はされていない状況でもある。概算払は例外であるとの認識のもと、各市町村から具体的な必要性を求め、これを明確にしたうえで県においても独自に必要性を検討する等、要綱の趣旨に従った運用が求められる。また、もし実態が要綱と乖離しているのであれば要綱を見直すことも必要であると考ええる。(P66)</p>	<p>平成31年度以降の交付金の交付に当たって、市町村から概算払請求書を徴収した上で、概算払いの必要性を検討し対応する。</p>
<p>27 IV. 監査の結果および意見(各論) 21. 宮城県子ども子育て支援交付金 2. 消費税仕入税額控除額確定に伴う返還の必要性の検討 【意見】</p>	<p>現状では、県は、事業者の仕入控除税額が確定しても主體的にこれを確認できる情報は入手できておらず、仮に事業者が失念した場合はそのまま返還は行われないうまま終了する可能性が高い。事業者との窓口は市町村であり、県は間接交付の状況ではあるものの、必ず消費税申告書を徴収するよう指導する等、交付要綱記載の交付条件を網羅的に確認したうえで返還の必要性を検討する体</p>	<p>平成30年度分の実績報告を求めらるに当たって、市町村に対し、消費税の仕入控除税額の確認に係る注意喚起の通知を発出する。</p>
<p>28 IV. 監査の結果および意見(各論) 22～28. 宮城県子ども子育て支援対策臨時特別基金特別対策事業費補助金 1. 交付要件の確認の徹底 【結果】</p>	<p>この点、平成28年度に交付した補助金のうち1件について、平成21年という古い時点の待機児童数が記載されていたが、県の審査において看過されていた事例があった。交付申請時の提出書類の内容に関し、県は深度ある審査を実施すべきである。(P72)</p>	<p>制の構築が望まれる。(P67)</p> <p>複数人によるチェックを行っているほか、待機児童数は、直近の待機児童数資料を添付し、最新値を確認している。(平成30年度交付申請分から実施済)</p>
<p>29 IV. 監査の結果および意見(各論) 22～28. 宮城県子ども子育て支援対策臨時特別基金特別対策事業費補助金 2. 消費税額確定に伴う返還の必要性の検討 【結果】</p>	<p>補助金の公平性の観点からは補助対象者が最終負担していない仮払消費税は、補助対象経費からは除外されるべきであるが、この点交付要綱に明記はなく、県の運用は当該視点が欠けていると考える。消費税込みで補助金を交付する場合は、仕入税額控除として最終的に自己負担しなかった仮払消費税の有無を補助対象事業者に確認するように市町村に求め、その結果を県へ文書で報告するとともに、自己負担しなかった消費税部分について補助金を返還するように交付要綱に明記する必要がある。(P72)</p>	<p>国の「安心ことも基金管理運営要領」において、事業完了後に消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を報告することが規定されており、「宮城県子ども子育て支援対策臨時特別基金特別対策事業費補助金交付要綱」は、当該運営要領を承けて策定し、交付決定通知書において交付条件化している。適切な報告がなされるよう、実績報告の提出を求める通知において、消費税に関する報告義務があることを記載し注意喚起を図る。</p>
<p>30 IV. 監査の結果および意見(各論) 29. 宮城県施設型給付費等補助金</p>	<p>当補助金の交付要綱によると、支給額は実績払いが原則であり、概算払は例外としてできる規定となっている。しかしながら県は、</p>	<p>宮城県施設型給付費等補助金は、市町村が保育等を実施する際の最低基準を維持するための費用であり、市町村が支弁する費用を</p>

<p>1. 補助金の概算 私に関する必要 性の検討 【意見】</p>	<p>各市町村からの申請受領時に、希望があれば「10月に交付金決定額の7割(予定)の金額で概算払する」として、希望のある市町村には概算払の対応を行っており、実際は概算払ありきでの運用となっている。 概算払は例外であるとの認識のもと、各市町村から具体的な必要性を求め、これを明確にしたうえで県においても独自に必要な性を検討する等、要綱の趣旨に従った運用が求められる。また、もし実態が要綱と乖離しているのであれば要綱を見直すことも必要であると考ええる。 (P74)</p>
<p>31 IV. 監査の結果および意見(各論) 30. 宮城県母子父子家庭医療費助成事業補助金 1. 補助対象事業の実績の検証 【意見】</p>	<p>県は補助金交付申請の内容の検証を市町村に委任しており、市町村からの請求に対し補助金を交付している。市町村では、申請者の請求内容の事務処理を行い、これを取りまとめ自己財源での交付を行うとともに、県へ経費の一部を請求し、県では、これを受けて提出された書類をもとに交付処理を行っている。 各市町村が窓口となっており、各市町村での確認はなされていると予想されるものの、当補助金に関してはその財源での交付もあため、県でも市町村に訪問し、市町村担当者としてヒアリングを実施し、関連資料を閲覧する等、市町村の事務処理が適正に行われているかの観点から検証することが望まれる。 (P75)</p>
<p>32 IV. 監査の結果および意見(各論) 31～32. 宮城県子どものための教育・保険給付費 1. 負担金の概算私に関する必要性の検討 【意見】</p>	<p>負担する性格が強いものであることから、交付要綱に概算払ができることを規定し、交付起案の都度、概算払の必要性を確認している。</p>
<p>33 IV. 監査の結果および意見(各論) 33. 市町村地域生活支援事業費補助金 1. 歳入歳出予算(見込)書抄本の記載内容の見直しおよび必要性の検討 【結果】</p>	<p>当負担金の交付要綱によると、支給額は実績払いが原則であり、概算払は例外としてできる規定となっている。しかしながら県は、各市町村からの申請受領時に、希望の有無を確認し、希望のある市町村には概算払の対応を行っており、実際は概算払ありきでの運用となっている。 概算払は例外であるとの認識のもと、各市町村から具体的な必要性を求め、これを明確にしたうえで県においても独自に必要な性を検討する等、要綱の趣旨に従った運用が求められる。また、もし実態が要綱と乖離しているのであれば要綱を見直すことも必要であると考ええる。 (P77)</p>
<p>34 IV. 監査の結果および意見(各論)</p>	<p>第二次審査は、障害福祉課の職員3名が、県が事前に定めている補助金交付要綱においては、交付申請以降の手続きを定めるもの</p>

<p>34～35. 障害者福祉施設整備費補助金</p> <p>2. 交付要綱での選定基準の規定化・透明化および選定結果の透明化</p> <p>【意見】</p>	<p>審査項目に沿って100点満点で各交付申請希望者の申請内容を採点する形で実施している。この第二次審査は、県における実質的な補助金交付候補者選定過程であり、交付申請希望者にとっては選定されるかどうかを左右する極めて重要なものであるが、審査項目、主な視点、配点は開示されていない。県は審査の基準を明確にするために交付要綱においてこれらの内容を明記するとともに、公平性を図るために交付申請希望者に事前に開示することが望まれる。</p> <p>さらに審査した結果の透明化も図るため、交付申請希望者名を伏せるといった配慮をしつつ、交付申請希望者毎に各審査項目の得点を公表することが望まれる。(P81)</p>	<p>であるため、事前審査について規定していない。</p> <p>事業者への公表範囲や周知方法については、今後検討を進めたい。また、審査の主な項目をより明確化するため、補助金募集時の事前配布資料の改善作業を進める。</p>
<p>35</p> <p>IV. 監査の結果および意見(各論)</p> <p>34～35. 障害者福祉施設整備費補助金</p> <p>3. 消費税額確定に伴う返還の必要性の検討</p> <p>【結果】</p>	<p>交付要綱第10第1項には「補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式第6号により速やかに知事に報告しなればならない。」と定められており、第2項には「知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。」と定められている。</p> <p>県は補助対象事業者から第1項の報告を受けていないが、報告すべき状況でないことを県から補助対象事業者に対して積極的な確認は行っていないかった。</p> <p>消費税仕入控除税額があった場合のみ報告書の提出を求めるのではなく、無かった場合も含めて、</p>	<p>消費税が非課税である場合の提出時期等を検討した上で、控除額の有無に関わらず提出するよう、事業者への指導を行う。また、事業者から消費税仕入控除税額の有無を確認するにあたっては、事業者側の制度理解が不可欠であることから、どのように案内することが効果的か検討を行う。</p>
<p>36</p> <p>IV. 監査の結果および意見(各論)</p> <p>36. 障害者福祉施設整備費補助金(民間移譲対策費)</p> <p>1. 概算払請求書における概算払の理由欄の記載</p> <p>【結果】</p>	<p>平成28年9月に建築工事費および工事監理費に関する概算払819,150千円の請求書が補助対象事業者から県に提出され、10月に県から補助対象事業者へ概算払されている。交付要綱に定められている概算払請求書の様式には、「概算払を必要とする理由」を記載する欄が設けられているが、補助対象事業者が県に提出した請求書ではこの欄が削除されており、概算払を必要とする理由が請求書に記載されていない。他方、概算払に関する県の起案文書には、「工事請負契約及び監理業務委託契約にて定めである前払金支払いの為。」と概算払の理由が記載されている。工事請負契約書の提出を受けている県はその内容を把握しているところではあるが、県が一方的に概算払の理由を決めるのではなく、交付要綱の様式に従い、補助対象事業者に概算払を必要とする理由を記載するように求める必要がある。(P83)</p>	<p>有無に関する報告書を県へ提出するように改めるべきである。(P82)</p> <p>相手方から概算払い請求があった場合は、交付要綱及びその様式に従い、審査を漏れなく行うこととしていたが、相手方から概算払い請求はなかった。</p>
<p>37</p> <p>IV. 監査の結果および意見(各論)</p> <p>36. 障害者福祉施設整備費補助金(民間移譲対策費)</p> <p>2. 消費税額確定に伴う返還の必要性の検討</p> <p>【結果】</p>	<p>交付要綱第11第1項には「補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式第8号により速やかに知事に報告しなればならない。」と定められており、第2項には「知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額</p>	<p>当該事業はH29年度で終了しているが、今後同様の事業があった場合は、事業者に対し、消費税仕入控除税額の有無について報告するよう指導する。</p>

	<p>又は一部の返還を命ずるものとする。」と定められている。</p> <p>県は補助対象事業者から第1項の報告を受けていないが、報告すべき状況でないことを県から補助対象事業者に対して積極的な確認は行っていないかった。</p> <p>消費税仕入控除税額があった場合のみ報告書の提出を求めたのではなく、無かつた場合も含めて、有無に関する報告書を県へ提出するように改めるべきである。(P84)</p>	
<p>38</p> <p>IV. 監査の結果および意見(各論)</p> <p>37. 心身障害者医療費助成事業</p> <p>1. 交付申請書の提出期限の順守【結果】</p>	<p>当補助金の交付申請書は、6月未までに提出することが交付要綱に規定されているが、35市町村のうち2市からの交付申請書は、提出期限経過後に提出されている。交付申請書は、市町村の平成28年度当初予算を基礎に作成されており、6月未までに提出できない特段の事情は認められない。県は市町村に対して提出期限を厳守するように、より一層指導する必要がある。(P85)</p>	<p>期限の厳守について更なる周知を行い、提出を求めた。</p>
<p>39</p> <p>IV. 監査の結果および意見(各論)</p> <p>37. 心身障害者医療費助成事業</p> <p>2. 実績報告書の提出期限の順守【結果】</p>	<p>当補助金の実績報告書は、4月20日までに提出することが交付要綱に規定されているが、35市町村のうち2市からの実績報告書は、提出期限経過後に提出されている。市町村側の平成28年度の実績集計事務工数を考慮すると4月20日の提出期限はタイムスケジュールではあるものの、県は市町村に対して提出期限を厳守するように、より一層指導する必要がある。(P85)</p>	<p>期限の厳守について更なる周知を行い、提出を求めた。</p>

<p>40</p> <p>IV. 監査の結果および意見(各論)</p> <p>37. 心身障害者医療費助成事業</p> <p>3. 歳入歳出予算(見込) 書抄本の記載内容の見直しおよび必要性の検討【結果】</p>	<p>県は交付要綱に基づき、交付申請時と実績報告時に市町村長の証明印のある歳入歳出予算(決算)書抄本を提出させているが、歳入歳出予算(決算)書には補助対象事業経費の金額が記載されているケースと、補助対象経費以外の市町村が実施する経費も含まれた市町村全体としての予算(決算)金額が記載されているケースがある。補助対象経費が予算措置されていることおよび決算金額と一致していることを確かめるためには、県は歳入歳出予算(決算)書に補助対象事業経費の金額を記載することを市町村に求めるべきである。(P85)</p>	<p>他事業が含まれている場合には内訳を記載し、当該補助対象経費が分かるようにした。</p>
<p>41</p> <p>IV. 監査の結果および意見(各論)</p> <p>37. 心身障害者医療費助成事業</p> <p>4. 交付申請書および実績報告書の添付書類の様式の規定化【結果】</p>	<p>当補助金の交付申請書には補助金所要額調査等の補助対象経費等の明細資料が添付されており、実績報告書には補助金精算調査等の補助対象経費等の明細資料が添付されている。これらの明細資料の様式は県が定めて市町村に配付しているが、その様式は交付要綱には定められていない。</p> <p>県が補助対象事業者に対して提出を求める書類の様式については、補助金交付事務の明確化、透明化を図るため交付要綱に定めるべきであり、当補助金についても、交付要綱において補助金交付事務に関する書類の様式を定める必要がある。(P86)</p>	<p>補助金交付要綱の様式を規定するため、改定作業を行った。</p>
<p>42</p> <p>IV. 監査の結果および意見(各論)</p> <p>38. 障害者自立支</p>	<p>県は交付要綱に基づき、交付申請・変更交付申請時と実績報告時に市町村長の証明印のある歳入歳</p>	<p>交付申請及び実績報告の提出依頼文書発出時に、留意事項として当該補助金に係る予算書抄本を提</p>

<p>1. 歳入歳出予算 (見込) 書抄本の記載内容の見直しおよび必要性の検討 【結果】</p>	<p>出予算 (見込) 書抄本を提出させているが、歳入歳出予算 (見込) 書には補助対象事業経費の金額が記載されているケースと、補助対象経費以外の市町村が実施する経費も含まれた市町村全体としての予算 (見込) 金額が記載されているケースがある。 補助対象経費が予算措置されていることおよび決算金額と一致していることを確かめるためには、県は歳入歳出予算 (見込) 書に補助対象事業経費の金額を記載することを市町村に求めるべきである。(P87)</p>	<p>出すよう求めている。</p>
<p>43 IV. 監査の結果および意見(各論) 38. 障害者自立支援給付費負担金の規定化 【意見】</p>	<p>県は平成28年12月に交付決定と第1回目の概算払(交付決定額の70%)を行い、市町村からの変更交付申請に基づいて3月に変更交付決定と第2回目の概算払(変更後交付決定額の残額)を行っているが、交付要綱には概算払ができる旨のみが規定されている。 県は第1回目に70%に相当する金額の概算払請求書を県に提出するように市町村に通知している。このような運用にするのであれば、形式も実態に合わせ、交付要綱に12月に第1回目の概算払70%、3月に第2回目の概算払残額と明記することが望ましい。 また、従来から12月と3月の2回に分けて概算払しているが、市町村側に12月概算払のニーズは乏しいとのことであり、概算払を3月の1回のみに変更することにより、申請する側である市町村と審査する側である県の双方の事務効率の向上を図ることを検討する余地がある。</p>	<p>平成29年度から、事務の効率化を図るため変更交付決定後、年一回(3月)概算払を行うこととした。</p>
<p>44 IV. 監査の結果および意見(各論) 41. 障害児通所給付費負担金 1. 歳入歳出予算 (見込) 書抄本の記載内容の見直しおよび必要性の検討 【結果】</p>	<p>(P88) 県は交付要綱に基づき、交付申請時と実績報告時に市町村長の証明印のある歳入歳出予算(決算)書抄本を提出させているが、歳入歳出予算(決算)書には補助対象事業経費の金額が記載されているケースと、補助対象経費以外の市町村が実施する経費も含まれた市町村全体としての予算(決算)金額が記載されているケースがある。 補助対象経費が予算措置されていることおよび決算金額と一致していることを確かめるためには、県は歳入歳出予算(決算)書に補助対象事業経費の金額を記載することを市町村に求めるべきである。(P91)</p>	<p>交付申請及び実績報告の提出依頼文書発出時に、留意事項として当該補助金に係る予算書抄本を提出するよう求めている。</p>
<p>45 IV. 監査の結果および意見(各論) 44. 宮城県貨物運輸振興事業費補助金 1. 交付申請時における必要書類の提出漏れ 【結果】</p>	<p>交付要綱では、補助金交付申請書には「定款、会員名簿及びその会員の保有する営業用トラックの登録台数」の書類を添付しなければならないとされているが、申請書には当該書類は添付されていなかった。 県は補助金の交付決定前に、交付申請書類の審査を厳格に行うべきである。(P96)</p>	<p>平成29年度補助金実績確認時に、補助金申請に際し交付要綱に基づく必要書類(定款、会員名簿及びその会員の保有する営業用トラックの登録台数)を添付するよう指導し、平成30年度の補助金申請時に書類の添付を確認した。</p>
<p>46 IV. 監査の結果および意見(各論) 46. 中小企業連携組織対策事業費補助金 1. 実地指導の推進 【意見】</p>	<p>中央会には18名の指導員が所属し、組合等に対して現地を訪問しての実地指導や相談室での個別相談を行っているが、平成28年度の指導件数および相談件数は前年度に比べて減少しており、特に現地を訪問しての実地指導が大きく減少している。 県は中央会に対して、中小企業</p>	<p>平成30年5月に実施した平成29年度補助事業の実績確認において、実地指導及び相談室相談件数が大幅に増加(実地:1,254→2,497,相談室:2,769→4,605)していることを確認した。 要因としては、これまでも実地指導等を行っていたものの、件数集計の基となるシステムの入力が</p>

	<p>の伴走者としてより積極的に現地訪問するよう改善指導することが望まれる。 (P99)</p>	<p>不十分であったとのこと。現在は改善され、結果として大幅な増加となった。</p>
<p>47 IV. 監査の結果および意見(各論) 46. 中小企業連携組織対策事業費補助金 2. 組合等への監査結果に対する改善措置への指導 【意見】</p>	<p>中央会による組合等への監査で毎期繰り返されている指摘は、法令違反にあたるものである。法令違反が複数の組合で見られるにもかかわらず、毎期同様の指摘が続いているのは、中央会の組合等への指導不足に留まらず、県の中央会への指導不足の結果と言われても仕方がない。 県は中央会に対して、改善措置が取られるように強く指導する必要があると考える。 (P99)</p>	<p>中央会が実施する監査や指摘に対する改善状況の確認ほか、組合に義務付けられている決算関係書類の提出状況等について、中央会が組織的かつ一元的に管理するよう「組合管理一覽表」を作成するとともに、当該表を用いて適切に組合指導等を行うよう指示した(平成30年9月)。併せて定期的(四半期毎)に当該表を県へ提出するよう指示した(平成30年11月提出済)。 県は、当該表の内容を確認し、中央会の組合指導等に不足を認める場合は、中央会を指導する。このほか、当該表の提出後に、県と中央会とで打合せを行い、当該表の内容のほか、それぞれの課題等について情報共有を図ることとした。</p>
<p>48 IV. 監査の結果および意見(各論) 51. 農地中間管理事業 1. 交付申請時の必要書類の提出漏れ 【結果】</p>	<p>平成28年度の交付申請時に補助対象事業者から県に提出されていた書類は収支予算のみであり、それ以外の書類は提出されていなかった。 交付要綱に従って必要書類の提出を求めるべきである。 (P105)</p>	<p>補助対象事業者に対して、交付要綱に規定する添付書類の提出を求め、平成30年度の補助金の交付申請から是正された。また、併せて交付要綱を改正し、本補助金の補助対象事業者が提出不要な書類(市町村の補助金交付規程又は要綱等)については、不要である旨を明記した。</p>
<p>49 IV. 監査の結果および意見(各論) 54. 産地パワーツブ事業 1. 交付申請時の</p>	<p>国が定める産地パワーツブ事業実施要領の別紙1産地パワーツブ事業の内容等によると、事業取組主体が農業機械等のリースを行い助成金を県に対し申請する</p>	<p>包括外部監査の際に、「社を担当する公所からの催促にもかかわらず地域協議会からの書類提出が大幅に遅れ「共同申請」等の書類整備が不足していたが、その後直</p>
<p>必要書類の提出漏れ 【結果】</p>	<p>場合、「取組主体とリース契約予定事業者との共同申請を原則とすること」と定められている。このリース契約予定事業者とは所謂リース会社のことである。事業取組主体が選定した農業機械等の購入をリース会社が行い、その農業機械等の購入を行ったリース会社に対しリース料助成額が支払われることによる。 「社では自脱型コンバイン1台およびトラクター1台のリースを行っているが、共同申請が行われておらず、要綱に違反している。共同申請の書類の提出を求める必要がある。 (P109)</p>	<p>ちに提出させ整備済である。(H29.12) 御指摘を受けた以外の案件では実施要領に即して適正に手続きを進めており、引き続き、今回のようなことが起こらないよう指導していく。</p>
<p>50 IV. 監査の結果および意見(各論) 54. 産地パワーツブ事業 2. 補助金の概算 私に関する必要性の検討 【意見】</p>	<p>当補助金の交付要綱の第8によると、支給額は実績払いが原則であり、概算払は例外として「できない」規定となっている。しかしながら県の支給運営上はすべて概算私の対応となっており、実際は概算私ありきでの運用となっている。概算私請求書には概算私の理由の記載を求めているが、その理由が「取組主体への助成金支払いのため」や「事業を円滑に実施するため」という抽象的な内容が大半であり、また、県による概算私の起案上も「事業遂行上必要であることから」という抽象的な理由にとどまっている。 概算払は例外であるとの認識のもと、各取組主体から具体的な必要性を求め、これを明確にしたうえで県においても独自に必要性を検討する等、要綱の趣旨に従った運用が求められる。もし、実態が要綱と乖離しているのであれば</p>	<p>地域協議会に対し、概算払は県の補助金交付規則上はあくまで例外扱いであることの認識のもと、請求する場合はなぜ概算払いが必要なのか、その具体的理由を請求書に明記するよう指導している(H30.8月)。提出された請求理由に基づき、概算払の必要性を審査した上で支出するようにし、要綱の趣旨に沿った運用を行っている。</p>

	<p>欄を見直すことも必要であると考え。 (P109)</p>	
<p>51</p> <p>IV. 監査の結果および意見(各論) 57. 多面的機能支払交付金 1. 交付金の持越に関する規定化【結果】</p>	<p>当交付金の金額は補助対象事業の内容とは無関係に面積当たりで設定されていることもあり、補助対象事業費が概算払により交付された交付金を下回ることが多く発生している。この場合、事業費を超過して交付された交付金は、補助金等交付規則第17条第2項の規定により、県に返還しなければならぬ。 しかし、翌年度にも補助対象事業が計画されている場合には、交付金を返還せずに翌年度に持越することを県は認めている。その理由は国が実施要領において持越を認めているためであるが、県のルールでは持越を認める規定はなく、使用されなかった交付金は返還することとされている。 国の実施要領に基づいて県も持越を認めるのであれば、国の実施要領を適用する旨を県の交付要綱に明記する必要がある。 (P114)</p>	<p>宮城県多面的機能支払交付金交付要綱を改正(平成30年7月9日施行)し、第1条(趣旨)に国の多面的機能支払交付金実施要領に基づく旨を追記した。</p>
<p>52</p> <p>IV. 監査の結果および意見(各論) 57. 多面的機能支払交付金 2. 交付要綱の交付率の見直し【結果】</p>	<p>当交付金の事業費の交付率は交付要綱の別表に「3/4以内」と規定されている。県が交付金総額の3/4(うち1/2は国から県への交付金)を市町村に交付するため、このような記載としていることである。しかし、交付率は補助対象事業費に対する交付金交付額の割合であり、3/4という記載は不適切である。当交付金の場合には交付率を定められておらず、事業費の金額とは無関係に面</p>	<p>宮城県多面的機能支払交付金交付要綱を改正(平成30年7月9日施行)し、第2条(交付金の種類及び交付対象等)の第1項の別表中の交付率を「3/4以内」を「定額」に変更した。 また、国の多面的機能支払交付金実施要綱第3条第2項の(1)により、県が策定している基本方針を変更(平成30年5月10日付けで関係市町村に通知)し、別紙4及び別紙5に県の交付額を追記した。</p>
	<p>積当たりで交付金の金額が定められており、面積当たりの金額を記載する等、実態に即した記載とすべきである。 (P114)</p>	<p>国要綱(別紙1)第6の2(2)及び(別紙2)第6の2のウに基づき、国が示した基本単価の1/2までの範囲で市町村と協議し、国の同意を得た上で、市町村毎に単価を設定できる制度であることから、持越が多い活動組織がある場合には地域の実情に合った交付単価の単価を検討するように市町村担当者会議で説明し、持越額の縮減及び交付単価の見直しに関して平成30年9月26日付けで通知文を发出している。</p>
<p>53</p> <p>IV. 監査の結果および意見(各論) 57. 多面的機能支払交付金 3. 交付金単価の引下げの検討【意見】</p>	<p>当交付金の面積当たりの単価は第一義的には国によって基本単価が定められているが、県では市町村と協議した結果、予算上の制約等も加味して、国の基本単価以下の単価を市町村別に設定している。このように基本単価よりも引下げているにもかかわらず、多くの市町村・補助対象組織において交付金が使われずに県に返還または翌年度に持越されている。このことは実質的には事業費の全額を補助している補助率100%の状況になっていることを表している。 当交付金の必要性そのものを否定するものではないが、補助率が100%、補助対象事業者の自己負担ゼロというのは過保護と言わざるを得ない。例えば補助率が50%以下となるように、交付金の単価を引下げることが検討すべきと考える。 (P114)</p>	<p>宮城県多面的機能支払交付金交付要綱を改正(平成30年7月9日施行)し、第5条(実績報告)の別記様式4号に持越額を記載する欄を追記した。</p>
<p>54</p> <p>IV. 監査の結果および意見(各論) 57. 多面的機能支払交付金 4. 確定通知の適時化【結果】</p>	<p>県は平成29年4月に平成28年度の当交付金の実績報告を市町村から受け、5月に市町村へ確定の通知を行っている。ここで、市町村は補助対象組織に交付金を交付したことをもって、県への実績報告としてしている。しかし、この時点で補助対象組織の方では補助対象事業の実績の集計作業が未了のケースがあり、その後、事業費の</p>	

	<p>実績が集計され、交付金を使い切らなかつた額が確定し、市町村を通じて、県に返還されるケースがある。</p> <p>すなわち、県が市町村へ確定の通知を行った時点では、事業費の実績集計が未了であり、事業費が確定していないので、交付金の金額も確定していないことになる。県は交付金の金額が確定した後に交付金の確定通知を行うべきである。(P115)</p>	<p>平成30年7月9日施行の宮城県多面的機能支払交付金交付要綱第4条の(2)にもとつき適切に処理する。</p>
<p>55</p> <p>IV. 監査の結果および意見(各論)</p> <p>57. 多面的機能支払交付金</p> <p>5. 不要な変更承認申請の承認省略による事務手続の効率化</p> <p>【結果】</p>	<p>平成28年度において市町村から延べ8件の交付金交付申請額を減額する内容の事業計画変更承認申請書の提出を受け、延べ4回に亘り変更承認の手続を行っている。</p> <p>県および国の交付要綱では、「事業実施主体の変更」が行われた場合に承認を受けることが求められており、それ以外の変更は承認を受ける必要はないものとされている。上記8件の内容を確認したところ、いずれも事業計画の一部を変更するものであり、承認手続は不要なものであった。</p> <p>県は、承認手続が不要な変更承認申請を市町村から受けた場合には、変更承認申請が不要であることを市町村に説明し、承認手続を省略することにより、事務手続の効率化を図るべきである。なお、これにより、補助対象組織および市町村の事務手続の効率化も図れるものである。(P115)</p>	<p>概算払請求書の様式は宮城県多面的機能支払交付金交付要綱(平</p>
<p>57</p> <p>IV. 監査の結果および意見(各論)</p> <p>57. 多面的機能支払交付金</p> <p>7. 遂行状況報告書の提出漏れ</p> <p>【結果】</p>	<p>概算払は例外として「できる」規定となっている。しかしながら県の支給運営上は、個別に必要な性を求めることなくすべて概算払の対応を行っており、実際は概算払ありきでの運用となっている。また、概算払が必要な理由も起案上明記はされていない状況でもある。概算払は例外であるとの認識のもと、各市町村から具体的な必要性を求め、これを明確にしたうえで県においても独自に必要な性を検討する等、要綱の趣旨に合った運用が求められる。また、もし実態が要綱と乖離しているのであれば要綱を見直すことも必要であると考える。(P115)</p>	<p>成30年7月9日施行)第6条第1項(別記様式第5号)で定められており、理由について個別に整理されている。また、概算払請求起案に起案理由を明記することとした。</p> <p>国からの調査依頼を受けて、毎月、市町村から県交付要綱で定める遂行状況報告書と同様の内容把握できる資料の報告を受けていることから、宮城県多面的機能支払交付金交付要綱を改正(平成30年7月9日施行)し、第5条第2項を削除した。</p>
<p>58</p> <p>IV. 監査の結果および意見(各論)</p> <p>57. 多面的機能支払交付金</p> <p>8. 実績報告時に</p>	<p>一部の市町村は県への実績報告時に歳出予算整理表を提出している。歳出予算整理表は県が様式を定め、市町村に提出を求めているものである。歳出予算整理表には</p> <p>(P116)</p>	<p>宮城県多面的機能支払交付金交付要綱を改正(平成30年7月9日施行)し、第5条(実績報告)の別紙様式第4号の添付書類に歳出予算整理表を追加した。</p>
<p>56</p> <p>IV. 監査の結果および意見(各論)</p>	<p>当交付金の交付要綱によると、支給額は実績払いが原則であり、</p>	<p>面的機能支払交付金交付要綱(平</p>

<p>提出すべき書類の交付要綱への記載と入手の徹底【結果】</p> <p>この歳出予算整理表を県に提出する必要があるので、交付要綱に記載されておらず、一部の市町村からは提出されていない。</p> <p>歳出予算整理表は県が市町村の補助対象事業の支出内容を把握することができ重要な書類であり、交付要綱に県に提出すべき書類として明記し、市町村から入手することを徹底する必要がある。(P116)</p>	<p>補助対象事業を行うために確保された予算額(県からの交付金と市町村の独自財源)および支出日、件名、支出額等の支出明細等が記載されている。</p> <p>この歳出予算整理表を県に提出する必要があるので、交付要綱に記載されておらず、一部の市町村からは提出されていない。</p> <p>歳出予算整理表は県が市町村の補助対象事業の支出内容を把握することができ重要な書類であり、交付要綱に県に提出すべき書類として明記し、市町村から入手することを徹底する必要がある。(P116)</p>
<p>59 IV. 監査の結果および意見(各論)</p> <p>57. 多面的機能支払交付金</p> <p>9. 推進交付金の使途の適正化【意見】</p> <p>補助対象事業を実施するための事務費として、県は市町村に対して多面的機能支払推進交付金を交付している。この推進交付金は国の予算の範囲内で定額が交付されることとなっており、県の負担分はないものである。</p> <p>推進交付金の使用使途は、臨時職員賃金、事務用品費、ガソリン代等であるが、使途として妥当とは言えないケースが見受けられた。推進交付金は県負担がないものではあるが、県はその使途の内容を適切に検証する必要があると考える。(P116)</p>	<p>国の日本型直接支払推進交付金実施要領第4条において、推進交付金の対象経費の使途が規定されており、市町村に対して、この要領にもつき適正に実施されるように、平成30年5月に開催した市町村担当者会議等で改めて周知徹底を図った。</p>
<p>60 IV. 監査の結果および意見(各論)</p> <p>58～60. 農業経営高度化支援事業</p> <p>1. 一般会計予算書の徴求の必要性</p> <p>県は交付申請時に市町村議会議長の証明印のある一般会計予算書を徴求しているが、交付要綱には一般会計予算書の提出を必要とすることは記載されていない。一般会計予算書には当事業の予算金額は記載されていないので、当事業</p>	<p>地方振興事務所及び地方振興事務所地域事務所を通じて、各事業主体に対し、一般会計予算書を徴求しないことを周知している。しかしながら、周知方法が口頭によることもあってか、提出される事例もあることから、今後、事務連</p>
<p>【意見】</p> <p>IV. 監査の結果および意見(各論)</p> <p>61～63. 県産材利用エコ住宅普及促進事業</p> <p>1. 居住開始届の入手の必要性の検討【意見】</p> <p>補助の制度趣旨は県産木材の使用さえ確認できれば達成できることから、「居住」自体の要件は必ずしも必要なく、県としては「居住開始届」に記載しているアンケートに有用性を求めて回収していることであつた。アンケートの内容は当補助金の存在を知ることとなった経緯等、補助金交付申請時に回答できるものであることから、アンケートは交付申請時に行い、「居住開始届」の提出を求めない形に交付要綱を見直し、業務の効率化を図ることが望ましい。(P122)</p>	<p>の予算措置がなされていることも確認できず、徴求しても何ら役には立っていない状態となっている。県は、県および市町村の事務の効率化を図るため、一般会計予算書を徴求する必要性について検討することが望ましい。(P120)</p> <p>絡等の文書を出すなどによって周知に努めることとした。</p>
<p>62 IV. 監査の結果および意見(各論)</p> <p>61～63. 県産材利用エコ住宅普及促進事業</p> <p>2. 現地調査の選定基準の見直し【意見】</p> <p>県産材利用エコ住宅普及促進事業実施要領第8に「知事は、県産材の使用量、利用率等の事業の内容を書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により確認するものとする」と規定されており、県は全件の書類審査を実施した上で、現地調査に関しては対象件数が多いため、全件数の約2割をランダムに抽出して実施している。この現地調査は外部業者に委託し、申請床面積、主要構造材における木材使用量、県産材使用量、樹種・寸法などを確認する形で行っている。</p>	<p>平成30年度の委託業務から、補助要件をぎりぎり満たしている等の優先調査対象を設定し、委託受注業者に調査を指示する際に優先調査対象から調査するように指示した。</p>

	<p>抽出割合については漠然と2割として実施するのではなく、例えば県産材の使用割合が交付要件ギリギリのものを抽出する等、不正受給である可能性が相対的に高いシナリオに基づいた一定の基準を定め、このような基準に従って現地調査の対象を抽出することによって、同じサンプル件数であっても、より効果の高い現地調査を行うことが望まれる。(P122)</p>	<p>業者選定にあつては、平成30年3月16日に施行した宮城県林業・木材産業関係事業事務取扱要領の中で、3者以上の見積りにより実施する旨を明記した。</p> <p>さらに、実施設計協議時には、選定手続きが適正に行われていることを県が確認するとともに、設計審査書内に確認した旨を記載することで透明性を確保した。</p>
<p>63 IV. 監査の結果および意見(各論) 64. 合板・製材生産性強化対策事業 1. 発注業者の選定に係る透明性の確保 【意見】</p>	<p>木材加工流通施設の整備事業に対する補助金855百万円のうち、補助対象事業者が発注した基礎工事(補助金59百万円)について、発注先の業者が補助対象事業者と同一グループに属する関連会社となつていた。</p> <p>関連会社への発注は不当に価格が吊り上げられるリスクが高い取引であり、県はそのような観点から発注先の選定手続きが適切に行われていいることを確認する必要があつたと考へる。具体的には発注した業者よりも高額な見積書を集めていないか、相見積もりを行つた業者選定が妥当か、入札を行う必要はなかつたか等に関し県は検討し、当該検討過程に係る文書を残し、業者選定過程に係る透明性が確保されていることを明確にしておく必要があると考へる。(P124)</p>	<p>業者選定にあつては、平成30年3月16日に施行した宮城県林業・木材産業関係事業事務取扱要領の中で、3者以上の見積りにより実施する旨を明記した。</p> <p>さらに、実施設計協議時には、選定手続きが適正に行われていることを県が確認するとともに、設計審査書内に確認した旨を記載することで透明性を確保した。</p>
<p>64 IV. 監査の結果および意見(各論) 65～66. 温暖化防止森林づくり推進事業補助金</p>	<p>交付要綱には、県税に未納がある者は交付申請をすることができない旨の記載があるが、県税納税証明書の提出に関しては規定されていない。</p>	<p>温暖化防止森林作り推進事業補助金交付要綱第3の6に、補助金等交付規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならぬ書類として、(3)</p>
<p>1. 県税納税証明書の提出の規定 【結果】</p>	<p>未納がないことを申請要件としている以上、書面による確認を実施すべきであり、交付要綱において納税証明書の提出を義務付けるべきである。(P126)</p>	<p>県税納税証明書を追加した。</p>
<p>65 IV. 監査の結果および意見(各論) 65～66. 温暖化防止森林づくり推進事業補助金 2. 支出実績の確認の徹底 【結果】</p>	<p>交付要綱では、事業実績報告書への収支精算書の添付が義務付けられており、収支精算書を補完する資料として支出内訳を記載した書類も添付されているが、支出内訳の中には、実際の支払額ではなく、森林育成事業標準単価を使って算出した積算価格が記載されているものが見受けられた。</p> <p>仮に、補助対象事業者が標準単価よりも低い価格で事業を行っている場合、県は所要額以上の補助金を交付していることになる。県は実績報告時の確認調査では、支出関係書類の確認を徹底すべきである。(P126)</p>	<p>温暖化防止森林づくり推進事業確認調査要綱第3(書類調査)において、契約関係の書類や資金台帳、納品書、支払明細書など支出関係の書類の確認を行うことを規定していることから、担当者会議等の場を活用して、改めて確認調査時の書類検査の徹底について事務所担当職員を指導する。</p>